

フードバンク + 隅田川医療相談会が一つになりました。

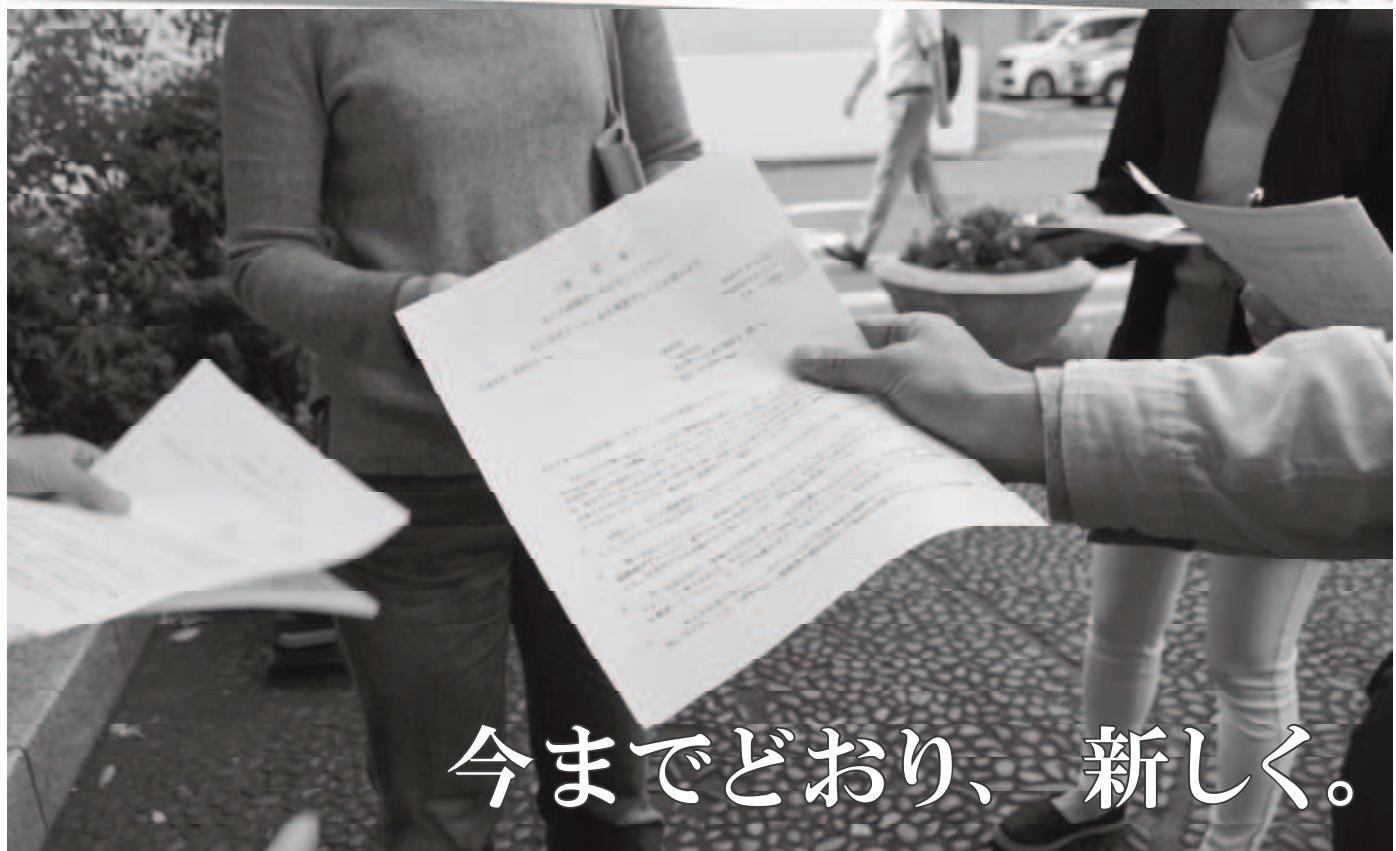
小さな声を集める・伝える

つぶやき



December 2020 Vol.4 [NEWS]

一般社団法人 あじいる



今までどおり、新しく。

巻頭言

代表 今川篤子

コロナ禍のなか、隅田川のほとりで

「つぶやき」を手に取ってくださったみなさま、11月に入って、新型コロナウイルス感染症の患者数が増えていく状況の中、さまざまな形で、懸命に現実に立ち向かわれていることでしょう。今年の春以来、コロナ感染予防の観点から、隅田川医療相談会への参加を躊躇され、参加できない方もたくさんおられます。きっと、ご自分よりも回りの大切な人たちのことを考えることと思われます。職場からボランティア活動や集会への参加を禁止されている場合もあります。

私自身、小さな診療所の所長として、スタッフとともに試行錯誤しながら診療体制を整えている日々を送っており、毎月相談会の日を迎えるたびに、わくわく楽しい中にもどこか緊張している自分を発見します。

けれど、どんなに厳しい外出禁止令が出ていても、食料の調達、医療機関などの受診、相談業務は許可されていたのだから、隅田川医療相談会も続けなければ、という思いを皆で共有し、この半年、知恵を出し合い、工夫をしながらやってきました（「相談会をやめる」は、ナイよね！という、みんなの声が耳に残っています）。

幸い無事に、コロナ禍のなかで、毎月相談会を続けることが出来ています。共同炊事は個別のパックのお弁当に変わり（炊き込みご飯：おいしいです）、鍼灸、理髪診療も感染予防対策をしっかりと行っています。お薬は、従来のように対面で聞き取らせてもらうのではなく、あらかじめお薬リスト用紙を配り選んでもらう方式にし、番号カードをつくり、数人ごとに並んでもらう方式にしました。

これからも、もっと安全に、もっと安心してもらえるように、フィードバックを行ながら、隅田川のほとりですこしでもほっとしてもらえる相談会をめざします。

届かない声を届けて1年…すこし前へ

昨年の10月12日、台風19号が東京を直撃した時、ホームレス状態の人々の受け入れを台東区の避難場所が拒否しました。私たち「あじいる」は、未曾有の災害のまえに立ちすくむ全ての人の間に「命の選別」があったというその現実に遭遇し、それを世に問いました。

SNSには、人々が思っていて言わなかった、ひどい差別意識にまみれた汚言があふれました。しかし、「人権を無視するのか」「命は平等」「自分にも何か出来ないか」という声もたくさんあって、路上生活状態にある人々の事を心配するひとがたくさんいることを知り、たいそう励されました。

私たちは、台東区に対し、路上生活状態の人々にたいする災害避難対策の改善を求めて協議を続けてきました。区からの回答は、区内に避難場所を二か所用意するというもので、一步前進でしたが、その内容には、当事者のみんなにとって受け入れがたい項目を含んでいました。そこで、さらに見直しを要望したところ、一部が受け入れられ、修正が加わり、より、利用しやすい避難場所に近付いたと思います。みんなで、区に提出する要望書を練つたり、区の提示案の検討を繰り返し行つたこと、メンバーが区役所に足を運んでくれたこと、いろいろなことが思い出され、「あきらめないで声を上げてきて、よかったです。」と、しみじみ思いました。

差別や偏見の中で「どうせ、小さな声は届かないのだから」とあきらめていたら、実現しなかったことです。

台風も、コロナも、私たち人間を試しています。みんなで助け合おうという心を育てるために現世にあらわれたのならば、人間がまた一段階、進化出来るチャンスなのかもしれません。



台東区避難所問題を振り返って

荒川 茂子

1年間に渡る台東区との交渉は、当初怒りと悲しみの中で出発したように思います。避難所は誰でも入れるものと思い込んでいた私たちは、まさかホームレスだからと言って拒否されるとは思いもよませんでした。だからこそ、避難所の地図を配り、「危なくなったら、ここに行って」と呼びかけたのです。それがまさか拒否されるなんて！あまりのことに、即座にSNSでの発信をしました。たくさんの怒りの声、台東区に対する非難の声に励まされながらも、徐々に「税金を払っていないんだから当たり前」「臭い人が来るのはいや」と言った声も目立つようになっていったのです。

今年3月からの新型コロナウィルスの猛威は、この社会を根底から揺るがすものとなりました。今、第3派と言われ医療崩壊の危機が叫ばれる中で、当たり前の日常が奪われ、非正規で働く人々は仕事がなくなり、生活ができなくなる事態に陥り、特に日本で働く外国人労働者は、何の制度的保障もなく、放り出される事態になっています。こうしたどうにもならない不安感は社会全体に蔓延しているのです。誰もが不安を抱えストレスを感じる中で、より弱い環への攻撃が強まっているように感じます。11月に入り、台東区上野周辺の路上においてあった野宿している人の荷物が放火されるという事件、又渋谷ではバス停に座っていた野宿の女性が殺されるという悲しい事件が起きました。

菅政権は「自助、共助、公助」ということを掲げ、「自己責任論」を貫く姿勢を鮮明にしています。ホームレスは自己責任、価値のない人間とばかりに、何をしてもいいんだというこの感覚は、危機の時代にはより露骨になっていくことは歴史も証明しています。そして、今回の台東区の避難所問題も又、同じ質を持つものだと思うのです。

私たちは、今回の問題が人権侵害の問題だと繰り返してきました。そしてこのホームレスへの人権侵害は、ホームレスの問題でとどまらず、あらゆる社会的弱者と言われている人々への人権侵害を生み出していくと思います。この1年間、台東区とのやり取りで、私たちもずいぶん考えてきましたが、台東区も又、この問題をどう処理していくのかと頭を悩ませたことでしょう。台東区の行政の方々には、ぜひこのことの本質と真摯に向き合ってほしいと思います。最後に、この問題に関心を寄せ力を貸していただいた多くの皆さんに感謝したいと思います。

台東区避難所問題についての報告と私たちの見解

一般社団法人あじいる
代表理事 今川篤子

昨年（2019年）10月12日台風19号を巡って、台東区が避難所から野宿者を排除した問題について、この1年間、社会的な発信と台東区との交渉を続けてきました。0月0日最終的な回答を受けて、私たちの見解を述べていきたいと思います。

<この間の経緯>

2019年10月12日台風19号の接近の中で、私たちが上野周辺をパトロールし、避難所を案内する中、台東区が野宿者を避難所に入れることを拒否するという事態が起こりました。私たちは「命の選別は許さない」として、すぐこの事態をSNSで拡散。これが社会的に大きな反響を呼び、国会でも取り上げられ、台東区長が謝罪する事態となりました。こうした中、この問題の本質は何なのか、今後どうしていく必要があるのか等、10月21日台東区へ要望書を提出し話し合いを求めました。12月20日話し合いの場で、台東区は「今回の事態は、人権侵害であり法律違反だった」ことを認め、今後話し合いの場を持っていくことを約束しました。ところが、春からの新型コロナウィルスの猛威、緊急事態宣言と続く中で、話し合いは一次中断に追い込まれざるを得ませんでした。

2020年7月、災害対策課として新体制になり、災害時における路上生活者の対策を示していました。しかしそこででてきた「路上生活者のみなさんへ」のチラシは、2か所の路上生活者専用の避難場所を作ること、食料飲み物は提供しない、荷物は持ち込ませない、台東区で路上生活をしている人に限定、生活保護（施設収容）への誘導等々、到底納得できるものではありません。私たちは、上野周辺で野宿している仲間に聞き取りをし、10月6日台東区へ要望書を提出に行きました。10月22日、それを受けた台東区の回答がきました。（詳しくは、ホームページ参照）

<この1年間の成果>

私たちがこの1年間、不慣れながらも台東区との交渉を続けてきたことの成果は、一定程度あったと思います。

① 台風等、災害の起きる前にチラシを配る。

これは、路上の仲間は情報弱者であり、危機を知らせることの意味は大きく、私たちも繰り返し主張してきたことです。

② 全ての避難場所での受け入れを明示する。

当初、チラシの中には2か所以外の避難場所は明示されておらず、地域の避難場所へは行つてはいけないともとれる内容でした。これでは昨年と本質的な所では変わりません。避難場所はどこへ行ってもいいし、受け入れることを明示したことは大きいと思います。

③ 2か所の避難場所を作ったこと。

仲間の聞き取りをした時に、地域の避難場所は行きづらいという声は多くありました。安心して気兼ねなく入れる場所が必要だと強く感じていたので、台東区役所と台東区民会館の2つの避難場所を設けたことは大きいと思います。

これ以外にも、手荷物は持ち込めるようになる、対象者を限定しない、生活保護については、本人の意思を尊重する等、こちらの要求について、飲めるところは飲んだということでしょう。

<私たちの見解>

今回の私たちの要望でどうしても受け入れられなかつたのは、飲み物、食料の提供の部分です。他の避難場所との公平性の意味で、2か所を特別に扱えないとのことです。しかし、そもそも住む家がない人と一般区民（住む家がある）を同じ土俵で考えることが果たして公平だと言えるのでしょうか？生存状況の違いや情報格差がある中で、すべて一律に対処するというのが果たして平等といえるのでしょうか？どこからも文句が出ないように考えた結果が、NPOから寄付されたものについてはその都度対応するという答えなのでしょう。

今回の問題の本質は、災害時においてどんな人でも自らの命を守る権利があり、そこにおいては、命の選別は許されないということです。行政は、これこそを区民に向けて発信していくなければならないし、全ての人の命を守る体制を整える義務があると考えます。その意味において、台東区が世間からの多くの批判の中で、対応を迫られ以前よりはずいぶんましな対応になったとはいえ、まだまだ本質的なところでは変わっていないと言わざるを得ません。

台東区役所から重要なお知らせ(案)

台風 号が近づいており、大雨・強風が予想されています。
台風通過中の身体の安全を保つため、下記の場所に

月 日 時頃避難場所を開設する予定です。

この避難場所は、台風通過する際の一時的に滞在場所で、原則として食事・飲み物の提供は原則として行いません。

※以下の避難場所では、生活に困っている方を対象に医療や宿泊場所、今後の生活についての相談も行います。ご利用ください。



台東区役所
台東区 東上野4-5-6

台東区民会館
台東区 花川戸2-6-5

※台風の進路等によっては開設が中止となることがあります。

避難場所の開設確認は、下記の電話番号でできます。

台東区役所危機・災害対策課 03-5246-1092

雨や風が強くなつたあとは、避難場所までの移動が困難となりますので、利用を希望する方は、早めに避難場所においでください。

避難場所利用の注意事項

- 台風通過後、風雨がおさまった場合には避難場所を開設します。
- 避難場所開設の目的は、避難される方の身体の安全を確保です。
- 食事・飲み物の提供は原則として行いません。

- 原則、台東区内で陸上生活されている方が対象です。ただし命の危険が走った場合は、その限りではありません。
- 表面2か所の避難場所では、宿泊等の生活相談を行います。
- 避難場所滞在中、荷物は、お預かりできません。ただしゴストンバッグ程度であれば、避難スペース内に持ち込み自己管理してください。

表面の場所以外にも下記の避難場所が開設されます。自立避難場所は表面の2か所と同時に開設され、緊急避難場所はその後に開設されます(開設されない場合もあります)

荒川氾濫以外の場合は、下記のお近くの避難場所へ。
水害時は地盤の場合は、同会ごとの指定はありません。



自立避難場所
(即ち即時行動する避難場所)
緊急避難場所

自立避難場所、避難場所が命令されていない場合は、自立的な判断を尊重する方へ開放するものです。避難場所の運営者は、暴雨時のリスクを伴いますので、できる限り自ら行動してください。お預けする場合は、必ずお預けするものとお預けする場所を明確にし、お預けする場合は、必ずお預けするものとお預けする場所を明確にしてください。

緊急避難場所
避難場所の命令や周辺の状況により、命令するため、一時的に避難する場合として開設します。

100世帯にお米5キロを届ける ～お米で緊急支援プロジェクト～

荒川 朋世

前回の「つぶやき」でご報告しましたが、コロナ禍の中で「お米で緊急支援プロジェクト」を行ってきました。普段、登録団体へのお米や食料品を配布している私たちですが、目の前で生活に困っている方たちがどっと溢れだす中で、自分たちにできることは?と考えたとき、お米はある、作業する人はいる、お金も少しはある…。個人の世帯に直接お米を送ろう!と思いつきました。「シングルマザー」「外国籍」「高齢者」等の肩書は関係なく、自分が生活に困っていると思ったら申し込めるようにしました。困っている方は本当にたくさんいますが、私たちのキャパシティーを考えたら100世帯に限定し、各世帯にお米5キロを送付しました。そしてお米を送った方たちへ「無理せずに必要があれば行政や民間団体を頼ってください」と呼びかけ、支援情報も一緒に送りました。

第4弾まで行い、特に多かったのはシングルマザーの方たちです。アルバイトが無くなってしまった学生やアルバイトと年金で何とか生活している高齢者からも申し込みが来ました。お米を送ると、感謝の気持ちとともに悲痛な叫び声も届きました。「ひとり親で子ども2人と生活している中で無職になってしまい、これからの生活に不安を抱えていました」「3月から職場が閉鎖されたシングルマザーで、食べ盛りの子どもが5人おり、お金も減る一方で先の見通しも立たず、どん底の毎日だったため、とても嬉しかったです」「現在所得がなく、不安を持っておりましたが、大量の食べ物をいただけて、心が落ち着きました」等、他にも多くの声が届き、それが私たちをやる気にさせてくれました。

そして、直接申し込むお米プロジェクトと同時に、移住連からの依頼により、外国籍の世帯へお米を送付する作業も行いました。毎月約1.5トンのお米を配送する作業は本当に大変でしたが、月に一度行っている作業日に参加している仲間たちが中心になり作業を担ってくれました。本当に感謝します。仲間たちは路上生活を経験し、現在は生活保護を利用している方がほとんどです。生活が安定したので、今度は自分たちが何かできれば、という思いで参加してくれています。シングルマザーの方が多く申し込んでいることを知

ると、お米以外にもお菓子やマスクも必要だと言い、届いた物資をできるだけ詰めて送付しました。

「お米で緊急支援プロジェクト」は終了します。しかし、世界的にもコロナウィルスの流行はまだまだ収まりそうにありません。日本は経済を再開しようと進めていますが、今まで通りに戻るわけがなく、雇用が安定しない非正規労働者を中心に生活困窮が拡大しています。この状況が長期化する中で私たちに何が出来るのか。行政に必要な支援を求めると同時に民間団体のつながりの中で、人々が支えあえるような仕組みを考えていきます。多くの方から送られてきたお米やお金を大切に、必要な方への支援を続けていきます。みなさま今後ともご協力よろしくお願ひいたします。



<フォロー活動日記> Tさん ～無料低額宿泊所から日常生活支援住居施設へ～

小西 智恵

9月に生活相談に来てくれたTさん。80歳近い体で路上生活を強いられている。「施設には入りたくないから、生保は受けたくない」と言う。Tさんの言う「施設」とは、無料低額宿泊所（無低）のことだ。住所不定の人が生活保護を申請すると、「貧困ビジネス」と呼ばれる無低に入れさせられることが多い。Tさんは、何度か無低を逃げ出してきた。本当はアパートに住みたいという。私たちが、アパートに移れるまで一緒に頑張りましょうと話すと、Tさんは生保申請する決心をした。

翌日一緒に某区に申請に行った。そこでTさんがすぐに入れる無低の話になった時、そこは仲間の間では評判が良かったので、私は安心してしまった。ところが、無低の職員が来て面談が始まると、大問題が起った。施設の説明が異常に細かく、気が付けばその職員は1時間以上説明をしていた。ようやく終わりかと思うと、Tさんの経歴についての質問が始まった。Tさんが、過去に精神科に入院していたことや、過去に自分の部屋に他人が侵入したという話（おそらく妄想）をすると、職員の表情が変わり、早い口調でTさんを質問攻めし始めた。そして、勝手にTさんが統合失調症かもしれないと言い、説教するかのようにTさんが間違っていると言い出したのだ。Tさんは、怒るというより悲しい表情で、「もういいよ。どうせ信じないでしょ、僕を。もう話したくない。施設にも入らないよ」と言った。その声は、弱々しく疲れ切った感じだった。

すでに面談室に入って2時間も経っていた。私は、職員に面談をやめるように求め、福祉事務所の係長に面談の問題点を説明すると、施設の職員が横から大きな声でまくし立てた。その後、施設の職員は我に返り、謝罪して帰って行った。係長は、「彼の施設も『日常生活支援住居施設（日住）』になるから面談があったのでしょう」と言った。

Tさんは、この面談のせいで福祉事務所を怖がってしまい、連絡も途絶えた。私自身も、その施設が日住になるということは知らなかった。以下に、私なりに問題点をまとめた。

<Q そもそも、無低が貧困ビジネスと呼ばれるのはなぜか？>

無低は、社会福祉法に定められた福祉事業で、生活困窮者のための無料・低額な宿泊所を指す。しかし、3畳ほどの部屋と共に風呂・トイレに対して、生活保護で支給される家賃基準の上限額（東京23区は現在5万3千700円）を取られ、福祉の視点に基づかない悪質なサービスに多額の食費や手数料を請求するような場合は貧困ビジネスと呼ばれる。

<Q 日常生活支援住居施設（日住）とは？>

居宅での生活が困難だが、救護施設や社会福祉施設の入所対象にはならないと「判断された」生活保護利用者が、「必要な」支援を受けながら生活を送る場として、2020年10月から開始された新しい仕組みだ。良い案に聞こえるが、本来ならば福祉事務所が担うような生活支援業務を無低に委託し、福祉事務所から委託事務費が支払われるという内容だ。この生活支援業務には、入所者の経歴などを聞き取ることや、金銭管理支援まで含まれる（Tさんが面談を受けた理由はこれだろう）。

<Q “良心的な事業”と“悪質な事業”を見極めることができるのか？>

私たちの活動する地域には、良心的な無低も存在し、全ての無低が悪質なわけではない。実際に、厚労省も日住を「良心的な事業者を評価するため」と説明している。でも、どうやって良心的と見極めるのか？厚労省の省令によると、無低が都道府県知事に申請して認定されれば日住になる。その認定にあたっては、施設が「適切」な人員配置・設備・運営を行っていることが必要とされているが、実際に生活支援を行う職員でも、社会福祉に関する資格が必須になっていない。今回Tさんの面談を行った施設も、「地域生活支援員」という職員の求人を出していたが、その業務内容が入所者への生活訓練指導や定期面談であるにもかかわらず、社会福祉の資格は求められていなかった。

<Q 日住は必要なのか？>

もともと、生活保護法では、生活扶助は、被保護者の居宅において行うものとされていて、本人に施設入所や養護を強制してはいけないとされている。それでも、住所不定になると、生保申請当日にアパートに入居することはほぼ不可能に近いし、介護サービスなどにつながってからでなければ居宅生活が送れない方達も多い。そういう人たちが、すぐに住める場所が必要なのは間違いない。

でも、根本的な問題点は、そもそも福祉事務所が生活保護申請者の意思を無視して、「アパート生活は難しい」とか「まずは施設で生活実態を確認してから」と理由をつけて、無低に送り込んでしまう傾向があり、それが一層強固になってしまうことだ。ある意味で、福祉事務所のケースワーカーも1人で約100人を担当させられているのが実態なので、施設を利用しなければ業務をこなせないし、日住はその傾向を支えるための仕組みにもなり得る。

でも、それよりも、すぐに入れる公営住宅を増やしたり、福祉事務所の人員を増やすなどして、行政が責任を持って公共サービスを強化することが重要だと思う。Tさんを路上で死なせようとしているのは、施設職員による個人的な過ちによるものではなく、暴力を振るうための力を与えてしまった国のシステムそのものなのだから。

あじいる予定表 2021年1月～7月

- ◆作業日：毎月第1土曜日。米など援助物資やニュースレターの発送・配送を行います。
 - ◆医療相談会：第3日曜日。その日を挟んで土曜に夜回り、月曜はフォロー活動を行います。
 - ◆資源回収：毎週木曜日
- 皆様のご参加をお待ちしております。ただし、事前連絡をお忘れなく。

隅田川医療相談会 活動報告 2020年4月～9月

2020年4月～ 2020年9月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
夜まわり(浅草)		32	39	23	36	33	36	199
夜まわり(上野)		85	84	76	77	86	95	503
(上野駅/上野公園)	20	65	31	53	26	50		31
医療相談(合計)		1	4	3	3	3	4	18
内訳	20代		1	1				2
(男/女)	30代							0
	40代							0
	50代		1				1	2
	60代		1	2	1	2	1	7
	70代	1			1	1	1	4
	80代				1		1	2
	記録なし			1				1
内訳合計		1	3	1	3	3	4	18
薬の相談		58	64	60	67	41	44	334
鍼灸		6	13	6	7	4	6	42
散髪		中止	21	18	25	20	10	94
生活相談		0	5	2	3	3	1	14
アパート相談								0
法律相談								0
炊事		110	170	130	130	110	140	790
フォロー活動		0	0	1	2	1	0	4
紹介状		橋場:1 不明:1	橋場:1 不明:1	不明:1	不明:1	橋場:1 不明:1	浅草寺病院:1	

お米の配送状況（2020年4月～9月）

お米の配送状況	(2020年4月～2020年9月)						単位:Kg
登録団体名(受け渡し先)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
愛のスープ会	100			100		100	300
あじいる(医療相談会)	25	25	25	25	25	25	150
足立インターナショナル・アカデミー			20				20
足立野宿者支援の会さくら					10		10
アディアベバ・エチオピア協会			100	75	80	75	330
エープラス			20				20
えん	5						5
大田幸陽会	15	15	15	15	15	15	90
カトリック東京国際センター	100	150	150	150	120	130	800
かわさきキャンプラース・アティクションポート	30	40	40	40	40	40	190
北関東医療相談会	140	200	200			200	740
子どもの居場所イン町屋				10			10
サークルドア	70	75	100	90	80	100	515
こども食堂サザンクロス				20			20
女性ネットSaya-Saya		40	40		60	300	440
タヴェルナ～小さな食堂～			5		5	10	20
ちがさきHL支援の会	30	30	30	40	30	20	180
七草の会				30			30
難民支援協会	30	30	30		40	30	160
のじれん	400	200			310		910
ハーフタイム			5		5	5	15
東日暮里子ども食堂		20	20				40
びよんどネット	10		10				20
フロイデ					5		5
ホームとらむ		10	10		10	10	40
ホームトリノス				20			20
ぽたらか	20	30	30	20		20	120
ほっこりアイランド					20		20
BONDプロジェクト		5	5			10	20
末日聖徒イエスキリスト教会					30	30	60
みのわマック		100	160	100	100	100	560
みやまえの家					20		20
友愛会	180	80	160	100	80	120	720
緊急アクション支援米		575	285	300	300		1,460
お米プロジェクト支援米		745		570		520	1,835
合 計	1,125	2,360	1,460	1,705	1,385	1,860	9,895

お米のカンパ受取状況（2020年4月～9月）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
593kg	2377kg	1661kg	2122kg	1344kg	1446kg	9543kg

野宿経験のある仲間たちの人生の聞き書き。まるごと1冊・1人を特集します。



“あしあとプロジェクト” 新刊 「あじいる Vol.6」発行しました!

戦後闇市として始まった青森のりんご市場で奮闘した日々のこと。
バイトを掛け持ちで家族を支えた兄貴は、母の死をきっかけに生きる気力を失った…。義理堅くまっすぐなバルさんの奮闘記。相談会での出会いと軌跡。

特集：人生無頼派、バルの巻

あしあとコラム

アパート入居までの険しい道のり—無料低額宿泊所の高い壁

浅草ぶらぶら節—バルさんの場合

バルさんのスケッチ帖

ART COLUMN いしやん&こにたん

おどりば「みんなの医療犬(券)」

200円

□バックナンバー



創刊号 無料

特集：坪一さん

「足尾銅山と山谷」

巻頭写真 「ドヤ」／医師コラム
「じん肺」について／お部屋訪問
ロゴ誕生のヒミツとおさかな



Vol.2 200円

特集 亀山さん

「祭り男の花道」

よくある1日とは違う缶拾いの
1日／子安浜ぶらぶら節／漫
画・浦島エレジー／山谷まるこ



Vol.3 200円

特集 原沢さん

「ヒミツの新聞青年」

佐倉ぶらぶら節／コラム「ラジ
オの瞳」／漫画・ローソクもら
い／パンツはいてる鬼のはなし



Vol.4 200円

特集 あんぽんたん三太

報告・坪一さんのその後

あんぽんたん備忘録(俳句)

医師コラム「依存症と時代」

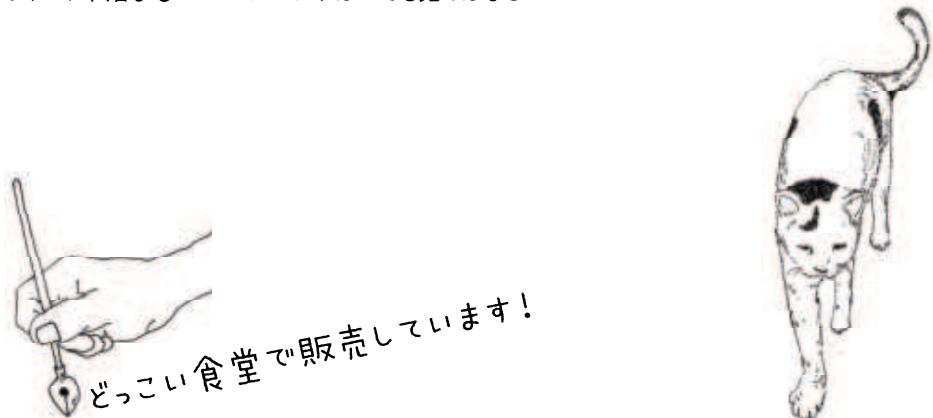
漫画／いしやんコラム誕生秘話



Vol.5 200円

特集 風来坊 石やん

医師コラム「主治医(?)からひ
と言」／川越ぶらぶら節／すま
いる人生すごろく」／おどりば
「冷たくひえてる 夏と石」



□問い合わせ

〒116-0014 東京都荒川区東日暮里1丁目36-10「あうん」気付
あしあとプロジェクト
電話：070-5542-9831
メール：sumida_iryo@yahoo.co.jp

カンパのお願い

一般社団法人あじいるの活動にご理解・ご支援いただきありがとうございます。引き続きカンパ・ボランティアをしてくださる方を募集しています。

● お米

- 平成 28 年度以降のもの
- 玄米・白米 ともに大丈夫です
- 外国のお米（長粒米）はご遠慮ください
- 大口（100kg 以上）の場合は事前にご連絡ください



お送りいただく際のお願い

お送りいただく際の送料は
ご負担いただいております。
ご了承ください。

● 食品

- 賞味期限が 2 ヶ月以上残っているもの
- 日持ちするもの
(レトルト食品・缶詰・調味料・乾麺・非常用食品など)



X 受け取ることができません！

X 賞味期限が 2 ヶ月残っていないもの X 開封後の食品 X 生鮮食品
X 商品説明が外国語のみのもの

● 必要物資

寝袋、毛布、カイロ、新品の日用品（靴下・男性用下着・タオル・カミソリ・歯ブラシ・石けん）、テレfonカード（携帯電話を持たない方の連絡用）、未使用切手、湿布薬、小型ラジオ

● 賛助会費

一口：3000 円（年間）現金カンパも隨時受付中

お米や食品を備蓄する低温冷蔵庫の維持費、食品や物資運搬用の車輌費・燃料費、医薬品や備品に必要な経費、共同炊事の経費、医療機関や福祉事務所への交通費、出版物の印刷費、事務所の維持費などに使わせていただきます

【振込先】

- 銀行振込
ゆうちょ銀行 ○一九店
口座名義：一般社団法人あじいる
当座預金：0673914

■ 郵便振替

口座番号 00110-0-673914
口座名義 一般社団法人あじいる

● ボランティア

生活や健康状態の相談会、夜間パトロール、登録団体への食料の配達作業、イベントへの出店など、たくさんの人の手が必要です。社会人だけでなく、学生など、どなたでも参加いただけます。初めて参加される場合には、事前にご連絡ください。

【送付・問合わせ先】

〒116-0014 東京都荒川区東日暮里 1-36-10 あうん気付 一般社団法人あじいる

TEL : 03-5850-4863

FAX : 03-5850-4864

Email: aji_iru@yahoo.co.jp